

節度従事としての胡曾

岡村, 真寿美
九州大学 : 非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/9614>

出版情報 : 中国文学論集. 31, pp.15-29, 2002-12-25. The Chinese Literature Association, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

節度従事としての胡曾

岡村 真寿美

一、はじめに

新羅人崔致遠は晩唐の乾符から広明年間頃、節度使高駢の書記をつとめたというが、同じ頃、胡曾もまた高駢の書記をつとめたとされている。胡曾といえ、彼の著作である『詠史詩』が数多くの通俗小説にしばしば引用されることから、早くから研究者の注目をあつめてきた。この『詠史詩』は、小説に引用される以外にも、例えば、『蒙求』『千字文』と合わせて『三註』と称して刊行された他、『升菴詩話』巻七の、

近日兒童村学、教ふるに胡曾の詠史詩を以てす。¹⁾
や、『平橋叢』巻十一「董叔維至李氏墓誌銘」の、

孺人女紅の余、能く孝経・朱子・小学・胡曾の詠史詩を誦し、多く其の義を解す。²⁾

などといった記述からも推測できるように、古くから童蒙教育書としても使われ、広く流行していたと考えられている。

胡曾は、この『詠史詩』の作者として広く知られた存在であるが、それ以外のことについて注目されることは極めて少ないと言えよう。『四庫提要』に、

其の詩興寄頗る浅にして、格調も亦た卑し。……唐人の中に在りて、未だ傑出すると為さず。³⁾

というように、詩人としての評価があまり高くないせいも、その知名度はかなり低いように思われる。本稿では、崔致遠と同じような立場にあった文人として、高駢の書記としての胡曾について取り上げてみたい。

二、「回雲南牒」について

胡曾の事跡について、まとまった資料はほとんど残っていないが、高駢との関係について、後蜀何光遠の『鑑誠録』巻二「判木夾」には次のように記載される。

後、高相公駢益部に統臨し、兼ねて征南を号す。……然る時一木夾飛び、其の中惟だ兵革犀象を夸り、綿錦の江を借りて、馬に飲ませ足を濯がんと欲するのみ。高相公是に于て版築を経営し、防城の勇士八千を置き、胡記室曾に命じて檄を以て之を破らしめ、仍りて木夾に判回す。胡曾の檄、天下称して奇絶と為す。⁴

この時胡曾が書いたとされる「回雲南牒（判木夾）」も、この記事に続いて載せられている。

胡曾は進士に及第しなかつたとするのが有力であるが、⁵『直齋書録解題』巻十九に、
曾、咸通末、漢南從事たり。

とあるごとく、咸通年間（八六〇—八七三）と限定するのは難しいにせよ、多くの資料が漢南すなわち荆南節度使の從事であったという。高駢は乾符五年（八七八）に荆南節度使となっており、それ以前は劍南西川節度使であった。そこで、胡曾は蜀で高駢に仕え、さらに高駢が荆南節度使となった以降も引き続き彼の從事となつたと考えられるのである。

ただし、『鑑誠録』の記事には以下のような注記がある。

此の木夾に答ぶるの書、元是れ胡曾路巖相公と蜀を鎮するの日之を修す。高駢相公の為に非ざるなり。何光遠悞述す。⁶

つまり、胡曾が「回雲南牒」を書いたのは、高駢ではなく路巖に代わってであったといつのである。

そもそも、胡曾が蜀に入ったのが路巖に招かれての事であったのは、疑い得ない所である。胡曾の「劍南寄上路相公啓」に、

既に蜀顧を蒙るに、敢て秦留を望まんや。即ち遂に鹿頭に面走し、鶉首に背馳す。……曾実に孤陋を慚ぢ、

叨に招延に沐す。

とある。路相公すなわち路巖は、咸通十二年（八七一）に西川節度使に充てられており、「蜀顧」とは、路巖から蜀に呼ばれたことをいう。この時長安かその付近に居たと思われる胡曾は、路巖の招聘に応じて蜀に赴き、その途上でこの啓を書いたと考えられる。

となれば、「回雲南牒」は路巖の代わりに書いたものだったのだろうか。代筆の対象が路巖だったのか高駢だったのかについては、従来意見の分かれるところであるが、この時期、蜀地方はしばしば南詔の侵攻をうけており、路巖、高駢ともに南詔と何らかの交渉持ったことは確実である。

胡曾の「回雲南牒」に、

迴示を披くに及べば、已に事根を見る、使人を囚繫し、彼国に放歸するに止まる。小怨に始まり、此の深仇に終はる。我が朗寧を吞噬し、我が交趾を虔劉し、我が越巂を取り、我が益州を犯すこと、東門に報ずるがごとくなるは、何ぞ乃ち再四なる。

とあるのだが、これはいづれの事件を背景にしたものなのか。「囚繫使人、放歸彼國、始乎小怨、終此深仇」とは、咸通七年（八六六）の、

南詔清平官董成等を遣して成都に詣らしめ、節度使李福儀衛を盛んにして以て之に見ゆ。故事、南詔の使節度使に見ゆるに、庭に拜伏す。成等曰く、「驃信已に応天順人す、我節度に見ゆるに当に抗礼すべし」と。伝言往返し、旦より日中に至るも決せず、将士皆憤怒し、福乃ち命じて拵みて之を殴らしめ、因りて獄に械繫す。劉潼鎮に至り、之を釈し、奏して国に還らしむ。詔して成等を召して京師に至らしめ、別殿に見え、厚く賜ひ、勞りて之を遣る。（資治通鑑）

という事件が、

初め、南詔使者楊酋慶を遣はして董成の囚を釈せしを来謝するに、定辺節度使李師望南詔を激怒せしめて以て功を求めんと欲し、遂に酋慶を殺す。西川大將師望の巡属を分裂せしを恨み、陰に人を遣して意を南詔に致し、入寇せしむ。……是の月、南詔驃信酋龍国を傾けて入寇す。（同前、咸通九年、十年）

と発展していった経緯を述べていると考えられよう。¹²しかし、高駢と路巖のうち、先に西川節度使となつた路巖すら、それは咸通十二年四月のことであつて時期がずれる上、この紛争は主に東川節度使顔慶復があつたとされる(『新唐書』巻二二二中「南蛮伝」)。また、路巖が蜀を去つた後、高駢が節度使となる一年前の乾符元年(八七四)にも、

南詔勝ちに乗じて黎州を陥し、邛峽関に入り、雅州を攻む。……驃信其の坦綽をして節度使牛叢に書を遣らしめて云ふ、「敢て寇を為すに非ざるなり、入りて天子に見え、数十年讒人の離間するところと為りて冤抑せし事を面訴せんと欲すればなり。儻し聖恩矜恤を蒙らば、当に還りて尚書と永く鄰好を敦くすべし。今道を貴府に仮り、蜀王の庁を借りて留止すること数日にして、即ち東上せんと欲す」と。叢素より懦怯なれば、之を許さんと欲するも、楊慶復以て不可と為し、其の使者を斬り、二人を留め、授くるに書を以てし、還らしむ。

(『資治通鑑』)

という事件があつた。前出の胡曾の文章はこれを踏まえていると考えることも可能で、もしそうだとすれば、「回雲南牒」は路巖の時期に書いたのではないということになる。さらに、胡曾が十年來の懸案であることを想起させる意味でこの表現を使つたとするならば、時期を路巖・高駢いずれの時に限定する必要もない。

その上、『新・旧唐書』「路巖伝」や、『資治通鑑』を見る限り、路巖が西川節度使であつた咸通十二年から咸通十四年にかけて彼自身が南詔との紛争に関わつたとする記事は極めて少ない¹³。また、彼が荆南節度使に徙されるのも、政務を放棄して遊興にふけたとがめられてのことであつたといふ¹⁴。そもそも、武官出身というわけでもなく、政争で蜀に出された路巖が、緊迫する南詔との紛争にどこまで対応できたか大いに疑問ではなからうか。西川節度使となる前にすでに南詔と渡り合い、交趾を回復した経験を持っている高駢とでは、自ずから異なるはずである。

一方、西川節度使となつた高駢について、このような記事がある。

(乾符三年三月)南詔使者を遣はして高駢に詣り和を求むるに盗辺息まざれば、駢其の使者を斬る。蛮の交趾を陥すや、安南経略判官杜驥の妻李瑤を虜にす。瑤は、宗室の疏属なり。蛮瑤をして遣らしめ、木夾を遞へて以て駢に遣り、「督爽西川節度使に牒す」と称し、辞極めて驕慢なり。駢瑤を京師に送る。甲辰、南詔に復

牒し、其の聖恩徳に負累し、辺境を暴犯し、残賊欺詐せるの罪、安南・大渡覆敗の状を数へ、之を折辱す。

(傍点筆者 『資治通鑑』¹⁷)

ここには「木夾」という言葉も出て来ており、『鑑誠録』の記事との関連性は明らかである。もちろん「木夾」という言葉はこの時の牒のみを指すわけではない一般名詞だが、『鑑誠録』以外の資料でも「回雲南牒」は常に「木夾」への返答として語られており、この語は高駢と胡曾とを結びつける重要な役割を果たしている。

しかし、胡曾の「回雲南牒」とは別に高駢の「回雲南牒」が伝わっており、¹⁸この中には「今獨送杜驤妻」という語が見えるなど、明らかに乾符三年（八七六）の事件を踏まえている。胡曾の「回雲南牒」に書かれる内容とは明らかに相違があり、両者を同時期のものとするのは難しいだろう。ただし、蜀における南詔と高駢との交戦は、この乾符三年の他、高駢が成都に着任した直後にもあるのであって、胡曾の「回雲南牒」はその時に書かれたと考えられることも可能である。胡曾は路巖に招かれて路巖が節度使であった咸通末年頃まで蜀にいたであろうから、その後高駢と接近し、その書記となった可能性を否定することはできない。

以上に述べたことから考えれば、明確ではないものの、「回雲南牒」は高駢に代わって書いた可能性の方が強いように思われる。ただし、乾符五年（八七八）に高駢が荊南節度使につづる際に、胡曾は高駢のもとにはいなかったらしい。先に挙げたように胡曾は荊南節度使になったとされるが、胡曾の「賀高相公徐荊南啓」には、

某家湖外に在り、郡に關中に出づるに、遂に道を荊閩に仮り、起居を梅鼎に獲。將軍の大樹を仰ぎ、敢て嘗巢を議し、丞相の巨川を窺ひ、唯だ在藻を希²⁰ふ。

とある。すなわち、この時、胡曾は長安から荊南に赴いたと考えられるのである。このことから、高駢と胡曾との接触は荊南以降であるという説も生まれるのだが、この文章だけでそう断定するのは難しいとしても、蜀から荊南に至るまでの胡曾の行動には、いまだ疑問点が残るという点には留意する必要があるだろう。

三、節度使の書記

このように、蜀における胡曾の事跡は、今ひとつ明確さに欠けるものの、胡曾が路巖あるいは高駘に仕えて（或いはさらに牛叢に仕えた可能性すらある）、その書記をつとめたことは間違いない。『容齋隨筆』続筆卷一「唐藩鎮幕府」に、

唐世、士人初めて登科し、或は未だ仕へざる者、多く以て諸藩府の辟置するに従ひ重ぜらる。⁽²²⁾

というが、おそらくは登第しなかつたであろう胡曾もまた、有力者のもとに生活の方途を求めたのであろう。『唐才子伝』巻六は、胡曾が四方を遊歴する際、「所在必公卿館穀」と、有力者たちが彼を賓客として大切に扱ったことを伝えるが、相手が無名の一士人である場合、歓待してくれる有力者がそう多かつたとは思われない。おそらくは、これは胡曾の文名がある程度知れた後の話ではないか。

路巖によって蜀に招聘された咸通一二年頃は、「劍門寄上路相公啓」に、

潘生の歳月に感じ、已に二毛を歎ず。

とあることから、胡曾は三十二歳前後だつたはずである。⁽²³⁾「寒食都門作」詩に、

二年寒食京華に住み、……、誰か念はん都門両行の涙、故園寥落長沙に在り。⁽²⁴⁾

と詠んだ、進士に及第できず長安で不遇をかこつていた時期ではないかと思われる。

入蜀後、胡曾は先に挙げた「回雲南牒」によって、その文才を高く評価されることとなつた。『鑑誠録』は、「天下稱爲奇絶」とその文章が称賛を浴びたことを伝えるが、その中でも、中国とその周辺諸国との上下關係を説いて、

夫れ物は中に居る者は尊なり、外に処る者は卑なり。是を以て衆星は北辰に拱し、百川は東海に趨る。天地すら尚ほ違ふ能はず、而るに況や人をや。⁽²⁵⁾

と述べるくだりはしばしば書中に引用されるところである。さらに、『宣和書譜』卷十八「陳智帖」に、

章孝規、何許の人なるかを知らず。嘗て路魯瞻の為に雲南木夾を書す。……木夾の文は、則ち進士胡曾の爲

す所にして、其の字は則ち処士章孝規草書⁽²⁶⁾す。

とあるのも、この文章が当時注目を集めたことを物語っている。

この「回雲南牒」を書いたことは、胡曾にとつて一つの転機になったのではなからうか。『明一統志』は、この文章が書かれた前後の事情としてこのような記事を載せている。

時に雲南叛し、乘伝川に入るに、辞旨不遜なり。幕客をして各おの書を選して之に答へしむに、曾の辞に曰く、「四方の中国に於けるや、猶ほ衆星の北辰に拱き、百川の東海趨るがごとし。天地すら尚ほ違ふ能はず、況や人をや」と。駢盛んに之を称す。是より箋奏皆其の手に出づ。⁽²⁷⁾

当時、節度使のもとにいた文人が胡曾一人であったとは思われない。この記事にいうように、蜀での胡曾は、多くいる幕客の一人に過ぎなかつたであろう。彼は「回雲南牒」を書くことによつて、その中で頭角を現し、節度使の書記という地位を得ることになったと考えられる。その後荆南節度従事として迎えられたのも、斯様な実績を有したればこそ違いない。

ところで、蜀に關係する胡曾の逸話として、『鑑誠録』卷十「蜀才婦」は胡曾が薛濤を詠んだという次の詩を載せている。

万里橋辺の女校書、琵琶（枇杷）の花下に門を閉して居す。

眉を掃ける才子知ること多少、春風を管領して総て如かず。⁽²⁸⁾

この詩は「贈薛濤」として諸書に屢々引用されるが、従来、七七〇年前後の生まれといわれる薛濤と胡曾とは年代があわないので、王建の作であろうといわれている。しかし、必ずしも本人が目の前にいなくてもこの詩を詠んで不都合はなからう。頭から胡曾詩であることを否定することもないのである。

一方、高駢と薛濤について、『唐才子伝』卷六「薛濤伝」は、

高駢蜀門を鎮めし日、之に命じて佐酒せしむるに、一字を改めて音を愜せて今且に形象を得しめて曰く、

「口は梁没ぎ斗に似たり」と。答へて曰く、「川は三条の椽に似たり」と。公曰く、「一条曲れるを奈何せん」

と。曰く、「相公西川節度たるに、尚ほ一破斗を用ゆる。況や窮酒佐の、一曲椽を雑ふるに、何ぞ怪しむに足

らんや」と。其の敏捷なること此に類するもの特だ多く、座客賞嘆す。^{②③}

という記事を載せている。高駢が西川節度使となつたのは、前述の通り乾符元年（八七四）であり、薛濤が宴席に待るのはまず不可能である。しかし、薛濤に絡む記事が、胡曾と高駢両方に存在することは注目に値しよう。時間的に、二人が薛濤と交際を持ったとは考えにくい。薛濤のような才能ある妓女は二人の時代にもいたかも知れず、あるいはこのような宴席に絡む逸話は、現実にあつたのではなからうか。そこには、胡曾と高駢の、公務とはまた別の交わりが見え隠れするように思われるのである。また、同時に、『鑑誠録』をはじめとして、蜀関連で胡曾の記録が残っている例が他に比較して多いことを考えれば、やはり胡曾は蜀での活動がその生涯の中で最も大きな意味を持つていたと考えて差し支えないのではあるまいか。

胡曾は、蜀の軍営でその才能を認められ、名を知られるようになった。胡曾の作として伝えられるもう一つの文章「謝賜錢啓」は、誰に宛てて書かれたのが不明だが、その人物について、

伏して惟ふに相公の英風は独り振ひ、偉量は孤り標れたり。葛亮の秤心を推し、姜維の斗胆を負ひ、内は宗廟を安んじ、外は蛮夷を却く。^{②④}

と書いている。諸葛亮や姜維を喩えに用いることなどを考慮すれば、おそらくこの人物は蜀にいた有力者ではないかと思われる。胡曾にとつて蜀は、様々な意味で重要な場所だつたと言えよう。

四、荊南以後

乾符元年、高駢が西川から荊南節度使にうつると、胡曾はその従事となつた。では、その後の胡曾はどうなつたのか。高駢が荊南にあつたのは極めて短い期間にすぎず、わずか半年で鎮海節度使にうつり、さらに淮南節度使にうつっている。また、乾符六年（八七九）には崔致遠が高駢の従事に迎えられたが、その時胡曾は未だ高駢の幕下にあつただらうか。

残念ながら、乾符五年以降の胡曾を知る手がかりはほとんど残されていない。崔致遠は荊州で高駢の知遇を得た

とされるので、胡曾との接点を持ち得た可能性があるが、崔致遠の『桂苑筆耕集』には胡曾との関係を示唆するようなものは入っておらず、二人の間に接触があったかどうかもわからない。

胡曾には『詠史詩』の他に『安定集』という著作があったが、佚して伝わらない。諸文献中に散見する作品も、先に挙げた啓の他には、詩が数首確認されるのみである。それでも、その中には、「贈漁者」「題周瑜將軍廟」「景陽井」など、江東に関わる詩が複数伝わることからして、胡曾が江東に行った経験を持つことは確かであろう。しかし、それが果たして乾符年間に高駢に従ったことであったのかは不詳である。

『唐才子伝』は、胡曾が、「遊歴四方、馬蹟窮歲月」という日々を送ったといひ、また、『詠史詩』についても、皆古の君臣争戦、廢興塵跡に題す。形勝を経覽し、関山亭障、江海深阻、一一賞すべくして、人事は非なりと雖も、風景は猶ほ昨のごとくなれば、感ずる毎に輒ち賦す。

と、その場所に立つて感じたことを詩に詠んだのだとする。『詠史詩』は隋代までの歴史事件に限って詠んだ詩百五十首を収めており、一つの詩集として編集する都合上、或いは実際には自ら足を運んでいない場所についても詩を作った可能性もあるので、そこに詠まれた全ての地域を胡曾が訪れたと考えるには、なお精査を必要とする。とはいへ、彼が地方を経巡る生活を経験したことは、信じてよいのではないか。それが路巖や高駢にあう前、若い頃のことなのか、荆南節度従事をつとめた後のことなのかは不明であるが、「遊歴四方、馬蹟窮歲月」の下には、先に挙げた「所在必公卿館穀」がつづくのであって、この様な待遇を得られるのは、先に述べたように、多少なりとも名を知られるようになってからのことと考えるのが自然であろう。とすれば、路巖や高駢の従事をつとめた後も、さらに地方を遊歴してまわった可能性が高い。

そもそも胡曾は、古来長沙と邵陽の二説あるが、湖南の出身である。明代後期頃になると、概ね邵陽出身説におちつき、『宝慶府志』や『邵陽県志』に胡曾に関する記述が見える。彼の墓も、邵陽にあり、郷賢として祀られたという。万曆年間に宝慶府に赴任した王志遠は、「刻唐秋田胡従事詩序」の中で、

事ふる所の高渤海は、卒に叛臣と為ると雖も、初めは功唐室に無しと謂ふべからず。秋田（胡曾のこと）は本末未だ詳考する能はざるも、朕れども墳塋里中に在り、羊虎未だ尽く崩褫せず。其の家に終老し、従逆に与

せざることを、較朕として知るべし。^①

と述べている。王志遠は、胡曾について「天復中舉進士及第^②」としており、多少その事跡を美化する傾向にあるので、その立場からすれば、胡曾が叛乱に荷担した可能性は極力否定したいという意識も働いたであろう。しかし、いずれにせよ胡曾が邵陽に葬られたとするならば、少なくとも晩年をその地で過ごした可能性は高い。

ところで、南宋羅泌の『路史』卷三十六「辯帝舜冢」に「其墓或在江華、或在巴陵上虞。」という注に、

漢以来九疑山下に廟すも、唐に至るに存せず。元結之を州西に建て、廟戸を置き、表勅并に状を刻す。僖宗の時土胡曾延唐に権たり、始めて之を九疑に復す。^③

という記載がある。これによれば、胡曾は邵陽よりもさらに南へ下ったことになる。胡曾には「自嶺下泛鷁到清遠峽作^④」という詩があり、嶺南へ下った経験を持つことがわかるが、或いはそれも延唐にいた頃に近いのであるろうか。一方で、雍正十一年の『湖廣通志』には、卷七十三「流寓志・武昌府」に、「避亂於武昌」とある。すなわち湖北の武昌に一時居たらしいのだが、どの「乱」を避けたのかはわからない。時代は唐末の混乱期なので、一箇所に落ち着くこと自体不可能なことだったのかも知れないが、いずれにしても、これまでに挙げてきた様な記録をつなぎ合わせれば、荆南節度従事以後の胡曾の足跡は、湖南・湖北を中心に残されているといえよう。高駢について鎮海あるいは淮南まで行ったことを否定する資料はない。しかし、少なくとも節度使の書記として活躍することはなかったはずである。乾符六年以降、淮南従事として崔致遠や顧雲の名が残っている以上、胡曾はそれ以前に高駢のもとを離れたと考えるのが自然ではなからうか。荆南節度従事をつとめた後は、四方を遊歴した可能性も多分にあるが、最終的には故郷である湖南地方に戻ったのであろう。

五、おわりに

胡曾の後高駢の従事となった崔致遠には、次のような逸話が残されている。

黄巢檄一篇、……巢読みて「惟だ天下の人、皆頭戮を思ふのみならずして、抑亦た地中の鬼も、已に陰誅を

議す」に至り、覚えす床を下りて屈す。⁴⁵⁾

すなわち崔致遠の「檄黄巢書」のすばらしさを賞賛したものである。胡曾にせよ崔致遠にせよ、この様な注目を浴びる文章をものすることが、多くの幕客の中で頭角をあらわし、認められる大事な条件であり、当時の節度使従事としての能力を証明するために必要なことだっただろう。胡曾と路巖や高駢との関係、あるいは、胡曾の事跡を知ることが、同じような立場にあったであろう崔致遠の唐での事跡を考える上で、一つの手がかりとなるように思われる。

一方、胡曾は崔致遠と異なり、進士に及第したわけでもなかったようであるから、彼が高駢の従事になるために、「回雲南牒」の評判は大きな役割を果たしたに違いない。してみれば、胡曾は今日『詠史詩』の作者としてのみ有名であるが、当時の不遇をかこつた文人たちの中では、その文章の才能で出世を勝ち取つた者としての名前の方が知られていたのかも知れない。

注

- (1) 原文…近日兒童村學、教以胡曾詠史詩。
- (2) 原文…孺人女紅之餘、能誦孝經・朱子・小學・胡曾詠史詩、多解其義。
- (3) 卷一五一 集部別集類四『詠史詩』二卷。原文…其詩興寄頗淺、格調亦卑。……在唐人之中、未爲傑出。
- (4) 原文…後、高相公駢統臨益部、兼號征南。……然時飛一木夾、其中惟誇兵革犀象、欲借綿錦之江飲馬濯足而已。高相公于是經營版築、置防城勇士八千、命胡記室曾以檄破之、仍判迴木夾。胡曾之檄天下稱爲奇絶。
- (5) 『唐才子伝』卷六は「咸通中進士」とするが、『唐詩鼓吹』卷十や『明一統志』卷六十三をはじめとして、ほとんどの資料が進士には及第しなかったとする。
- (6) 原文…此答木夾書、元是胡曾與路巖相公鎮蜀日修之。非為高駢相公也。何光遠悞述。『四庫全書總目』卷一四〇子部小説家類「鑑戒録」…書中間有夾注、……皆駁正光遠之説 不知出自何人。

- (7) 『文苑英華』卷六百五十四。原文…既蒙蜀顧、敢望秦留。即遂面走鹿頭、背馳鶉首。……曾實慚孤陋、叨沐招延。
- (8) 例えば、王重民「補『唐書』胡曾伝」(『中華文史論叢』一九八〇年第二輯〔総第十四輯〕)は、高駘に代わつての作であるとし、文正義「胡曾及其作品考」(湘潭大学学报「社会科学版」一九八五年第一期)は、路巖に代わつての作であるとする。
- (9) 原文…及披迴示、已見事根、止于囚泝使人、放歸彼國。始乎小怨、終此深仇、吞噬我胡寧、虔劉我交趾。取我越嶲、犯我益州、若報東門、何乃再四。
- (10) 原文…南詔遣清平官董成等詣成都、節度使李福盛儀衛以見之。故事、南詔使見節度使、拜伏於庭、成等曰、「驃信已應天順人、我見節度使當抗禮」傳言往返、自旦至日中不決、將士皆憤怒、福乃命摔而殿之、因械繫於獄。劉潼至鎮、釋之、奏遣還國。詔召成等至京師、見於別殿、厚賜、勞而遣之。
- (11) 原文…初、南詔遣使者楊酋慶來謝釋董成之囚、定邊節度使李師望欲激怒南詔以求功、遂殺酋慶。西川大將恨師望分裂巡屬、陰遣人致意南詔、使人寇。……是月、南詔驃信酋龍傾國入寇。
- (12) この時胡曾が書いた檄文(『鑑誠録』)に、「欲慕平交、妄稀抗禮、何異持衡秤地、舉尺量天。」「曩日邊將邀勛、妄圖吞併、……」といつのも、この事件と合致する。
- (13) 『資治通鑑』…咸通十二年(八七二)夏、四月、癸卯、以巖同平章事、充西川節度使。……咸通十四年(八七三)南詔寇西川。……十一月、戊辰、徙巖荆南節度使。
- (14) 原文…南詔乘勝陷黎州、入邛峽關、攻雅州。……驃信使其坦埴遣節度使牛叢書云、「非敢爲寇也、欲入見天子、面訴數十年爲讒人離間冤抑之事。儻蒙聖恩矜恤、當還與尚書永敦鄰好。今假道貴府、欲借蜀王廳留止數日、即東上。」叢素懦怯、欲許之、楊慶復以爲不可、斬其使者、留二人、授以書、遣還。
- (15) 『資治通鑑』…五月、丁亥、以西川節度使路巖兼中書令。〔注〕『考異』曰、「錦里耆舊傳」…十二年八月、路公用邊威・郭籌策、奏於邛州置定邊軍節度使、復制扼大渡河、脩邛峽關南路、米點檀子弟、教之斫刺刀、補義軍將、主管教練兵士。」「新傳」…巖至西川、承蠻盜邊後、巖定邊軍於邛州、扼大渡、治故關、取檀子弟教擊刺、補屯籍、由是西山八國來朝。以勞、遷兼中書令。」按置定邊軍乃李師望。『耆舊傳』『新傳』皆誤也。

- (16) 『資治通鑑』…西川節度使路巖、喜聲色遊宴、委軍府政事於親吏邊咸・郭籌、皆先行後申、上下畏之。嘗大閱、二人議事、默書紙相示而焚之、軍中以爲有異圖、驚懼不安。朝廷聞之（咸通十四年）十一月、戊辰、徙巖荊南節度使。
- (17) 原文…（乾符三年三月）南詔遣使者詣高駘求和而盜邊不息、駘斬其使者。蠻之陷交趾也、虜安南經略判官杜驥妻李瑤瑤、宗室之疏屬也。蠻遣瑤還、遞木夾以遺駘、稱「督爽牒西川節度使」、辭極驕慢。駘送瑤京師。甲辰、復牒南詔、數其負累聖恩德、暴犯邊境、殘賊欺詐之罪。安南、大渡覆敗之狀、折辱之。
- (18) 『全唐文』卷八〇二。
- (19) 『資治通鑑』…（乾符二年）高駘至成都、明日、發步騎五千追南詔、至大渡河、殺獲其衆、擒其酋長數十人、至成都、斬之。
- (20) 『文苑英華』卷六五二。原文…某家在湖外、郡出關中、遂假道於荊關、獲起居於梅鼎。仰將軍之大樹、敢議營集、窺丞相之巨川、唯希在藻。
- (21) 前掲文正義論文參照。
- (22) 原文…唐世、士人初登科、或未仕者、多以從諸藩府辟置爲軍。
- (23) 原文…感潘生之歲月、已歎二毛。この「二毛」は、潘岳の「秋興賦」序の「余春秋三十有二、始見二毛。」（『文選』卷十三）を踏まえる。
- (24) 『才調集』卷九。原文…二年寒食住京華、……、誰念都門兩行淚、故園寥落在長沙。
- (25) 原文…夫物居中者尊也、處外者卑也。是以衆星拱之北辰、百川趨之東海。天地尚不能違、而況於人。
- (26) 原文…章孝規、不知何許人。嘗爲路魯瞻書雲南木夾。……木夾之文、則進士胡曾所爲、其字則處士章孝規草書耳。
- (27) 原文…時雲南叛、乘傳入川、辭旨不遜。使幕客各撰書答之、曾辭曰、「四方之於中國、猶衆星之拱北辰、百川之趨東海。天地尚不能違、況於人乎。」駘盛稱之。自是箋奏皆出其手。
- (28) 原文…萬里橋邊女校書、琵琶花下閉門居。掃眉才子知多少、管領春風總不如。
- (29) 原文…高駘鎮蜀門日、命之佐酒、改一字愜音今且得形象、曰、「口似沒梁斗。」答曰、「川似三條椽。」公曰、「奈一條曲何。」曰、「相公爲西川節度、尚用一破斗。況窮酒佐、雜一曲椽、何足怪哉。」其敏捷類此特多、座客賞嘆。

節度從事としての胡曾

- (30) 『文苑英華』 卷六百五十五。原文：「伏惟相公英風獨振、偉量孤標。推葛亮之秤心、負姜維之斗膽、内安宗廟、外却蠻夷。」
- (31) 『資治通鑑』…乾符五年春正月、…庚戌、以西川節度使高駢爲荊南節度使兼鹽鐵轉運使。…六月、…王仙芝餘黨剽掠浙西、朝廷以荊南節度使高駢先在天平有威名、仙芝黨多郿人、乃徙駢爲鎮海節度使。…乾符六年…冬、十月、以鎮海節度使高駢爲淮南節度使、充鹽鐵轉運使。
- (32) 『三國史記』 卷四十六…時黃巢叛、高駢爲諸道行營兵馬都統以討之。辟致遠爲從事、以姿書記之任。
- (33) 『桂苑筆耕集』 卷十八「謝職狀啓」等参照。
- (34) 『新唐書』 卷六十「藝文志」 四…胡曾「安定集」 十卷。
- (35) 以上二首、『才調集』 卷九。
- (36) 『方輿勝覽』 卷十四。
- (37) 原文：「皆題古君臣爭戰、廢興塵跡。經覽形勝、關山亭障、江海深阻、一一可賞、人事雖非、風景猶昨、每感輒賦。」
- (38) 長沙説の最大の根拠は、胡曾「寒食都門作」詩に、「誰念都門兩行淚、故園寥落在長沙。」また、「長沙」詩に、「故鄉猶自嫌卑濕、何況當時賦鵬人。」とあることで、これらの詩句にいう「故園」「故郷」は明らかに長沙を指している。「唐才子伝」 卷八や「唐詩鼓吹」 卷十などは、いずれも胡曾を「長沙人」とする。しかし、「直齋書録解題」 卷十九には、「詠史詩」 三卷、唐邵陽胡曾撰。」とあり、また「輿地紀勝」 卷五十九も、「居邵之永成郷。」と載せるなど、彼を邵陽に結びつける資料も多い。自作の詩句が「長沙出身」を示唆する以上、長沙説は動かし難く思われる。それでも、『詠史詩』の旧注（四部叢刊三編集部所収「新彫注胡曾詠史詩」）を作ったとされる陳蓋が「邵陽叟」と称される点は注目に値する。「唐才子伝」によれば、陳蓋は胡曾と同時代人であるという。とすれば、或いは互いに知り合っていたかも知れないし、同郷人だったので注を作ることになったのかも知れない。少なくとも、胡曾が邵陽と深い関係を持っていることは間違いないところである。
- (39) 隆慶元年刊『寶慶府志』 卷三上「丘墓」…「唐漢南從事胡曾（邵陽）縣西四十里、秋田。」康熙二十三年序刊『邵陽縣志』 卷十一「人物」…「子靜甫・良甫、俱仕、後祀曾郷賢。」

- (40) 康熙二十三年序刊『邵陽縣志』卷十四下所収。
- (41) 原文…所事高渤海、雖卒爲叛臣、初不可謂無功乎唐室。秋田本末未能詳考、狀墳塋在里中、羊虎未盡崩禡。其爲終老於家、不與於從逆、較狀可知。
- (42) 天復は、唐昭宗の年号で、九〇一―九〇三年。先に挙げたように、胡曾は咸通十二年(八七一)に三十二歳前後と考えられるので、開成五年(八四〇)前後に生まれたはずである。従つて天復年間には六十歳すぎということになり、そのころ進士及第というのは、不可能ではないだろうが、可能性としては低かろう。ちなみに、隆慶の『寶慶府志』は、「天福間應擧不第」とする(巻四下)。「天福」は「天復」の誤りであろう。天福年間は、九三六―九四三年で、胡曾は百歳をこえてしまつた。
- (43) 原文…漢以來廟九疑山下、至唐不存。元結建之州西、置廟戶、刻表勅并狀。僖宗時士胡曾權延唐、始復之九疑。
- (44) 『才調集』卷九。
- (45) 李奎報『白雲小説』(『原本国語国文学叢林』29「原本古代評論・隨筆・説話文学集成」所収)。原文…黃巢檄一篇……巢讀至「不惟天下之人、皆思顯戮、抑亦地中之鬼、已議陰誅」、不覺下床而屈。
- (46) 『桂苑筆耕集』卷十一。